

第5章

眺望の景観形成の方針

この章では、豊橋市の心象風景を際立たせ、地域への愛着と誇りを一層醸成していくために、広く市民などから愛される眺望に対する景観形成方針を示しています。

5-1 眺望の位置づけ

5-2 眺望の景観形成方針

5-1 眺望の位置づけ

ここでは、豊橋市の心象風景を際立たせ、地域への愛着と誇りを一層醸成していくために、広く市民などから愛される眺望に対する景観形成方針を示しています。

なお、眺望は、見る場所(視点場)と見られる物(視対象)の、それぞれに対する景観形成に取り組む必要があります。具体的な眺望と視点場は、市外からの視点も含めて、今後の取り組みにより定めるものとします。

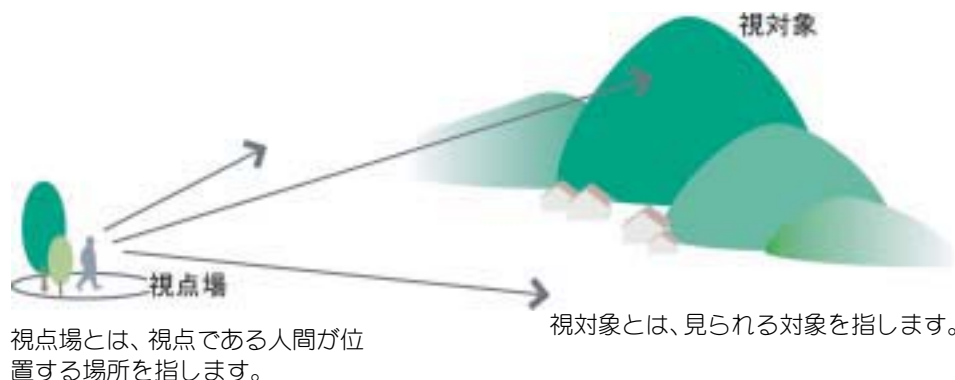


表 主な眺望（例）

	視点場	視対象
眺望	市街地 →	石巻山
	沖野地区 →	豊川と石巻山
	石巻山 →	市街地（夜景を含む）
	東部丘陵地 →	南部の田園と太平洋
	三河湾沿岸 →	三河湾
	表浜沿岸 →	太平洋と海岸林
	金色島 →	吉田城址 等



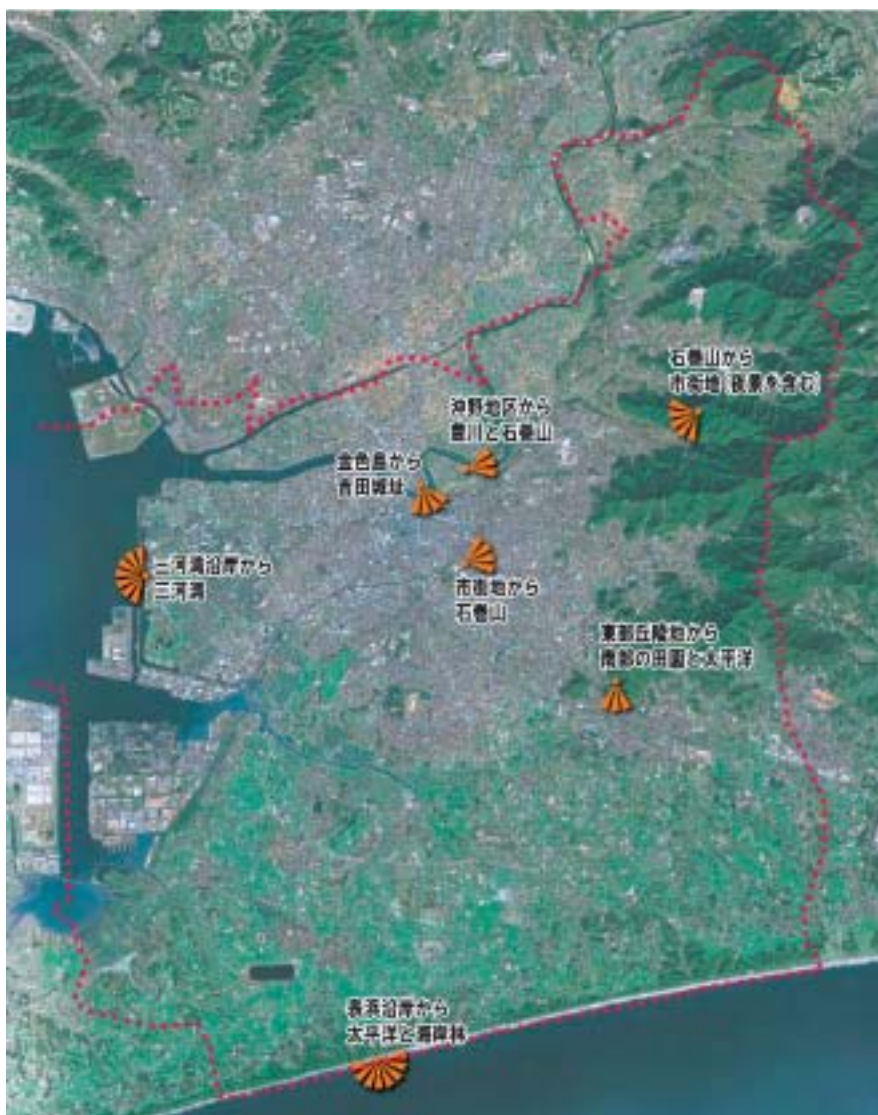


図 主な眺望(例)の位置



■石巻山から市街地への眺望(夜景)

5-2 眺望の景観形成方針

市を代表する、または市民などから愛される眺望スポット（視点場）を定め、整えます。また、眺望の対象となっているもの（視対象）の姿を保全し、また眺めを遮らないよう配慮しつつ、周辺の景観を整えることを基本とします。なお、眺望の景観は市外にも及ぶこともあるため、広域的な観点から検討を行います。

眺望景観を形成していくための方針を以下に示します。

(1) 視点場を定める

市民の心象風景の一つとなっている石巻山への眺望や、市街地を一望できる場所など、多くの市民に親しまれ、また愛されている、市を代表する魅力的な景観を眺めることのできる場所を視点場として定めます。

(2) 視点場を整える

美しく魅力的な景観を心地よく眺めることができるよう、視点場を公園などとして整備します。また、市民などが利用しやすくなるよう、視点場へのアクセス路や案内板の整備を行います。

(3) 視対象を保全する

眺望の対象が将来にわたり美しく魅力的な姿のままであり続けるよう、関係者との連携や規制などにより視対象の景観を保全します。

(4) 視対象を遮らない

視点場から視対象までの視界を遮る建造物などが建設されないよう適切な措置を行います。やむを得ず建設される場合は、建造物などの配置、形態、高さ及び色彩などの配慮を促し、美しく魅力的な眺望景観の保全に努めます。

(5) 視対象の周辺を整える

眺望の対象が引き立つように、視対象に調和した周辺の景観を保全、形成します。また、眺望を損なう建造物などが視対象の背景などに建設されないよう適切な措置に努めます。

(6) 夜間景観を演出する

視対象となっている建造物などへの光の演出や、ひかりがい光害[※]の防止などにより夜間景観への配慮に努めます。

※印のある用語は巻末に解説を掲載しています。

